

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年1月27日（水）16:31～16:45
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 松原 明紀 農林水産省水産庁漁政課長
- 大豆生田 清志 農林水産省食料産業局食品流通課卸売市場室長
- 戸叶 良昭 農林水産省水産庁漁政課課長補佐
- 高原 裕一 農林水産省水産庁計画課課長補佐
- 前原 寛年 農林水産省水産庁加工流通課課長補佐
- 本村 直偉 農林水産省大臣官房予算課課長補佐

<事務局>

- 塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 漁港市場整備に係る補助金返還について
- 3 閉会

○塩見参事官 それでは、続けさせていただければと思います。農林水産省にお越しをいただきまして、「漁港市場整備に係る補助金返還について」でございます。

本件につきましては、前回のワーキンググループにおきまして、三者協議を行わせていただきまして、既に補助金の返還を要しない場合に当たるとはならないかという御議論の中で、特に社会経済情勢の変化に対応するためのものということであれば、補助金の返還が要らないという農林水産省の財産処分の承認基準の解釈の仕方につきまして、前回色々御議論をいただきましたが、今一度その整理がはっきりしないところもあったものでございますから、改めて農林水産省のほうでお持ち帰りをいただいて、整理していただいて、議

論を継続させていただくことになったところでございます。

今日改めて考え方を整理していただいておりますので、御説明をいただいた上で、また議論を継続していただければと思います。

八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいますて、ありがとうございます。

それでは、早速御、説明をお願いいたします。

○松原課長 農林水産省水産庁漁政課長の松原と申します。今日は私が代表して御説明させていただきます。

前回、12月18日のワーキンググループヒアリングにおきまして御議論がありまして、それを踏まえて、指摘・確認事項をいただいております。

1番で、今、事務局から御説明がありましたとおり、社会経済情勢の変化への対応への判断基準、また、その事例についての事項としていただいております。それについて、お答えいたします。1番でございますが、農林水産省、我々の承認基準でございます。これにつきましては、委員の皆様御案内のとおり、平成19年11月16日の地方分権改革推進委員会の中間的な取りまとめを踏まえたものでありまして、それを踏まえて補助金の組織で、あるいはそれを踏まえました通知に基づきまして、各省で作成されたところでございます。

2枚目に中間取りまとめを添付してございます。中ほどにアンダーラインを引っ張っております。これを受けて各省で作成されているものもございしますが、経済社会情勢の変化や地域活性化の観点等を踏まえた地域の創意工夫に対応するためということでございます。それで、財産処分に対する制限は、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する上で必要最小限にとどめるように改めるべきであると書かれているところでございます。その趣旨を踏まえまして、まずは、地域の創意工夫の尊重が大事としながら、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用にも留意して、運用することが求められていると考えております。

問題になっております「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化」、これ自体でございますが、さまざまなケースが想定されると考えております。あらかじめ一義的に規定することが困難でございますが、一方で、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用の確保の観点からは、補助金を返還させないことについて、国民、納税者の理解が得られるよう、事業者に帰責できない状況変化であることが求められると見ております。

以上を整理して申し上げますと、過去、これは補助事業の導入時でございます。それと現時点、補助金返還等に関する判断時の間の社会経済情勢の変化が事業者として見通し難く、かつ、対応し難いものとして生じており、これらの対応を図るためであることを具体的な判断基準とすることが適当ではないかと考えております。

加えて、承認基準が地域の創意工夫を尊重するために制定された経緯を踏まえまして、取壊し等の後の跡地が、社会経済情勢の変化から生ずる当該地域の課題の解決を図るため

に活用されるものとなっているのであれば、それも判断材料として加味することが適当と考えております。

2番でございますが、これは参考資料2といたしまして、これまでの事例を整理したものでございます。水産庁で所管しております目的外使用、取壊しの部分でございます。これを踏まえますと、具体的には、次のケースにおいて、補助金返還免除が承認されているところでございますが、これらはいずれも1の考え方に沿っているのではないかと考えております。

①～④でございます。①でございますが、技術開発の急速な進展によって、補助事業導入時の技術が陳腐化して、代替技術の対応が合理的となったケース。

②でございますが、補助事業導入後に発生した災害を契機として、耐震基準の改定が行われ、現行施設の維持が困難となったケース。

③でございますが、財政の急速な悪化により、地方公共団体全体の行財政改革が行われる中で、当該施設の廃止が提言されたケース。

④といたしまして、事業者として見通し難く、かつ、対応し難い状況変化を踏まえて、より上位・広範な内容を定めた計画が策定される中で、取壊し後の跡地について地域活性化等の観点から活用されるべきことが位置付けられたケースと整理できるかと思えます。

以上、私どもとして検討いたしましたところでございます。よろしく御審議いただきます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

原委員、お願いします。

○原委員 鳥取県のケースについては、2の④に当たるという御説明ですか。

○松原課長 仮定の話として、④はこの基準でよろしいということであれば、私ども仮定のケースといたしましては、このケースに当てはまるということが想定されるということでございます。もちろん、鳥取県の事情をもう一度よくお聞きしなければいけないと思えますけれども、そのように精査の上、整理できるのではないかという感触を私は持っております。

○原委員 では、そこは具体的にそれで整理していただければいいのかもしれませんが、ただ、少しかだけ前段で伺いますと、まず、事業者というのは、基本的には自治体のことを意味していると思えばいいわけですね。自治体に帰責できない状況変化であることが求められるとおっしゃっているのですが、ここは前回のときも議論申し上げたと思うのですけれども、今の御説明を聞いて二つ疑問があって、一つは、参考資料1で付けていただいている地方分権改革推進委員会の中間的な取りまとめですけれども、このアの下二つ目の点を打っているところです。一定期間の経過前に、このようなケースについては十分に配慮するという、要するに、認める方向で考えるということを言われているのだと思うのですけれども、ここでは二つ言われていて、要するに、補助事業者の責に帰することのできない事由による財産処分というものが一つと、もう一つは、市町村合併とか地域再

生といった施策に伴う財産処分についても認める方向でやってほしいということが言われていると思うのですが、これは農林水産省がこのうちの一つ目のところに限ったということなのでしょうか。

○松原課長 中間的な取りまとめで言う補助事業者の責に帰することのできない事由というのは、かなり本当に事業者の責任が全くないと言いましょか、天変地異の世界だと思っております。そこまでは強烈に求める必要はないケースだと思っております。ですから、事業者に帰責できない状況変化と言っているのも、強めに思われるかもしれませんが、そういう意味では、括弧内で整理したように、事業者として見通し難く、かつ、対応し難いものという程度のものだと整理したいと思っています。

○原委員 なので、天変地異などではなくて、より広いものを帰責事由のないという、そこは幅広く解釈しますということですね。

○松原課長 そのようにして運用してきましたし、今回の事例につきましても、そのように運用できるかと思えます。例えばの話でございますけれども、県といたしまして、高度衛生管理ということが必要になってきたこと自体は見通すことは可能ではないかと思えますけれども、TPP大筋合意によりまして、輸出拡大を進めていくといったような話につきましては、中々事業者としても県としても、その時点では見通し難かった事項ではないかと考えています。

○原委員 そこは緩やかに整理をされるということであれば、それで基本的にはいいのだろうと思うのですが、ただ、その上であえて申し上げると、今御説明いただいた資料では、四つのケースがありますという中の三つ目の財政の急速な悪化は、まさに自治体に最も責任がある話ではないかという気がするのですが、これでさえ自治体の責任ではないと解釈されるということですか。

○松原課長 私どもとしては、これは緩いというようには思っておりませんで、自治体として中々財政状況というのはバブル崩壊等色々あって、見通し難かった事由があるのだろうと思っております、そういった事由で認めた事例もございましてということでございまして、決して100%財政悪化が自治体の責任だというように申し上げてはいいないので緩くしたつもりはあまりございません。

○原委員 そうだとすると、事業者に帰責できない事由という意味があるのかなという気すらするのですが。

○松原課長 中々見通し難くて、現地で対応し難いということだろうと思えます。帰責というと、責任問題はどこかという議論に行くので、そういう議論ではないと思えます。

○原委員 分かりました。

では、鳥取県のケースについては、基本的にはこれだったら、この基準であれば認められる方向で御検討をさらに詳細にされるということなのだろうと思うのですが、ただ、鳥取県の話を超えて一般論として申し上げますと、これはもう少し基準を明確にさせていただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。今、承認基準が示されていますけれども、ここ

で今、書かれている承認基準から、とても今の御説明いただいた内容というのは読み取れないと思いますので。

○松原課長 承認基準そのものというよりは、承認基準の解釈ということでございますので、①～④のケースについては何らかの方法できちんと県まで行くように周知したいと思っています。

○原委員 そこは是非明確にきちんとかういったものが公開されるような形に。

○松原課長 ①～④は表現ぶりは最終的に変わるかもしれませんが、基本はこういうところだと思っていて、この表現をベースに考えたいと思っています。

○原委員 あと、次々に言って申し訳ないですが、この四つのケースでいいのかどうかというのは、あるいは他にこういったケースも実際には承認されていますよというものがいいのかどうかというのは、これはもう一回、私どものほうで確認させていただいたほうがいいかと思しますので、自治体含めて検討したいと思っています。

○阿曾沼委員 分かりやすくするには、①～④と、それに対する事例というものがセットでより分かりやすく理解できるようなことがあるほうがいいですね。そういう意味で、何か例示がきちんとあるといいと思います。

○八田座長 農林水産省の役に立つかどうか知らないけれども、4番は特定の事業者として見通し難く、対応し難い状況変化を踏まえていた。3番のほうは財政一般的なのだから、別に事業を企画した人ではなくて、もっと一般的にまづかったということなのかなど。それは無理ですか。

○原委員 責任主体として同じですかね。

○八田座長 そうです。

○阿曾沼委員 「急速な」という形容詞が非常に効いていますが、「急速」と入れるか入れないかによって随分違うなという気がします。「急速な」というのはどのぐらいのスピード感を想定しているのですか。

○松原課長 「急速な」というのは、実は社会経済情勢の変化の例示のところで「近年における急速な」とありましたので、これを基本的には引いただけでございます。さほど大義はございません。

○八田座長 分かりました。

この提案に対して適用できる基準をきちんと用意していただいたこと、どうもありがとうございます。あとは一般的にこれが基準として出されるということは、特区に限定するわけではないのですね。

○松原課長 一般的な基準でございます。

○八田座長 であるがゆえに、原委員がおっしゃったように、念のために一般的な基準として私どももう少しチェックさせていただこう。

しかし、私どもに提案された件については、これでうまく行きそうだといいことですね。どうも色々御検討いただきまして、ありがとうございました。

これからもう一步検討させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。